

# 京都府海岸協力団体募集要項

## 1 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等の活動を行う民間団体等を支援するため、海岸法（昭和31年法律第101号）第23条の3第1項の規定により、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域に根ざした活動を促進しようとするものです。

そのため、海岸協力団体の指定にあたっては、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体について、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

海岸協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる海岸法上の許可等について、海岸管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

## 2 対象となる区域及び活動

### (1) 対象となる区域

京都府が管理する海岸保全区域（別図参照）

### (2) 対象となる活動

- ア 海岸管理者に協力して行う海岸保全施設等に関する工事又は維持
- イ 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ウ 海岸保全区域の管理に関する調査研究
- エ 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発
- オ 上記アからエに掲げる活動に附帯する活動

## 3 申請資格

海岸協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は法人でない団体のうち、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有する団体（以下「法人等」という。）であって、以下に記載の要件の全てに該当するものとします。

また、直近おおむね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていることが必要です。（下記5（1）参照）

- ア 代表者が定まっていること。
- イ 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ウ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。

- エ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- オ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- カ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。  
また、法人等の構成員が京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- ク 直近1年間の府税等を滞納していないこと。
- ケ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- コ 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

#### 4 申請書類

- (1) 海岸協力団体の指定を受けようとする法人等は、申請書（様式第1号）に、以下に記載の書類を添えて申請してください。
  - ア 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの。
  - イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書（別記様式1）
  - ウ 指定後おおむね5年間程度の活動実施計画書（別記様式2）
  - エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
  - オ 府税納税証明書（コピー可）（課税対象団体である場合に限る。）
  - カ 上記3カ、キ、ク、ケ、コの要件を証する誓約書（別記様式3）
  - キ その他、海岸管理者が必要と認める書類
- (2) 申請に当たっての留意事項
  - ア 提出された書類は返却しません。
  - イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
  - ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

#### 5 審査基準

上記2（2）の活動を業務として、適正かつ確実に行うことができる法人等を海岸協力団体として指定するものとし、上記4（1）により提出された書類に基づき申請資格の確認を行うとともに、活動実績報告書及び活動実施計画書の内容について、審査を行います。

- (1) 活動実績報告書の内容についての審査は、以下に記載の事項について確認を行います。
  - ア 継続性：直近おおむね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行う

ていること。

イ 公共性：上記アの活動が、海岸管理者又は海岸法第6条第2項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号）第7条第3項、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第13条第3項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第48条第3項の規定に基づき海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣若しくは主務大臣の権限の委任を受けた地方支分部局の長（以下「海岸管理者等」という。）（当該活動が海岸協力団体を指定しようとする海岸の区域以外の区域で行われた場合にあっては、当該活動が行われた区域の海岸管理者等。）から後援された活動、海岸管理者等と共同で実施した活動その他の海岸管理者等との協力関係が認められる活動であること。

ウ 活動姿勢：直近おおむね5年間において、海岸管理又は他の民間団体等の海岸管理（港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域と重複する区域にあっては、港湾管理又は漁港管理を含む。）に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

（2）活動実施計画書の内容についての審査は、以下に記載の事項について確認を行います。

ア 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

イ 貢献度：海岸管理に対する貢献が認められること。

ウ 協調性：活動に当たって地域（海岸管理者等、住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

## 6 結果の通知

（1）海岸協力団体として指定した法人等に対しては、その旨を書面にて通知し、海岸協力団体指定証（様式第2号）を発行します。

また、海岸協力団体として指定した法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

（2）上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称及び活動を行う海岸の区域を明記し、指定番号の登録を行います。

（3）海岸協力団体として指定しないこととした法人等に対しては、その旨を理由を付して書面にて通知します。

## 7 指定後の留意事項

（1）海岸協力団体は、海岸管理者に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間（5年間）の活動実施計画書を提出してください。

(2) 海岸協力団体が活動実施計画書を変更しようとするときは、海岸管理者に対して速やかにその変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

(3) 海岸協力団体は、海岸管理者の求めに応じ（年1回以上）、活動の内容について報告してください。

(4) 海岸協力団体の代表者が変更となった場合又は海岸協力団体が解散をした場合には、速やかに海岸管理者に対して報告してください。

また、法人等の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を海岸管理者に届け出してください。

海岸管理者は、上記報告又は届け出があった場合は、その旨を公示します。

## 8 指定の取り消し

海岸協力団体が、以下に記載の事項に該当する場合には、指定を取り消すものとし、書面にてその旨の通知を行い、公示します。

ア 海岸管理者が海岸協力団体に対して行う業務運営についての海岸法第23条の5第2項の規定による改善措置命令に違反した場合。

イ 海岸協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。

ウ 海岸協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

## 9 提出先及び問い合わせ先

以下の提出先に、持参又は郵送により提出してください。

ただし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）とします。

### ○ 一般海岸

〒602-8570

京都府上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府 河川課 管理担当

TEL 075 (414) 5282 (直通)

### ○ 港湾海岸

〒624-0945

京都府舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階

京都府 港湾局 港湾企画課

TEL 0773 (75) 0192 (代表)

### ○ 漁港海岸

〒602-8570

京都府上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府 水産課 漁業漁村担当

TEL 075 (414) 4997 (直通)

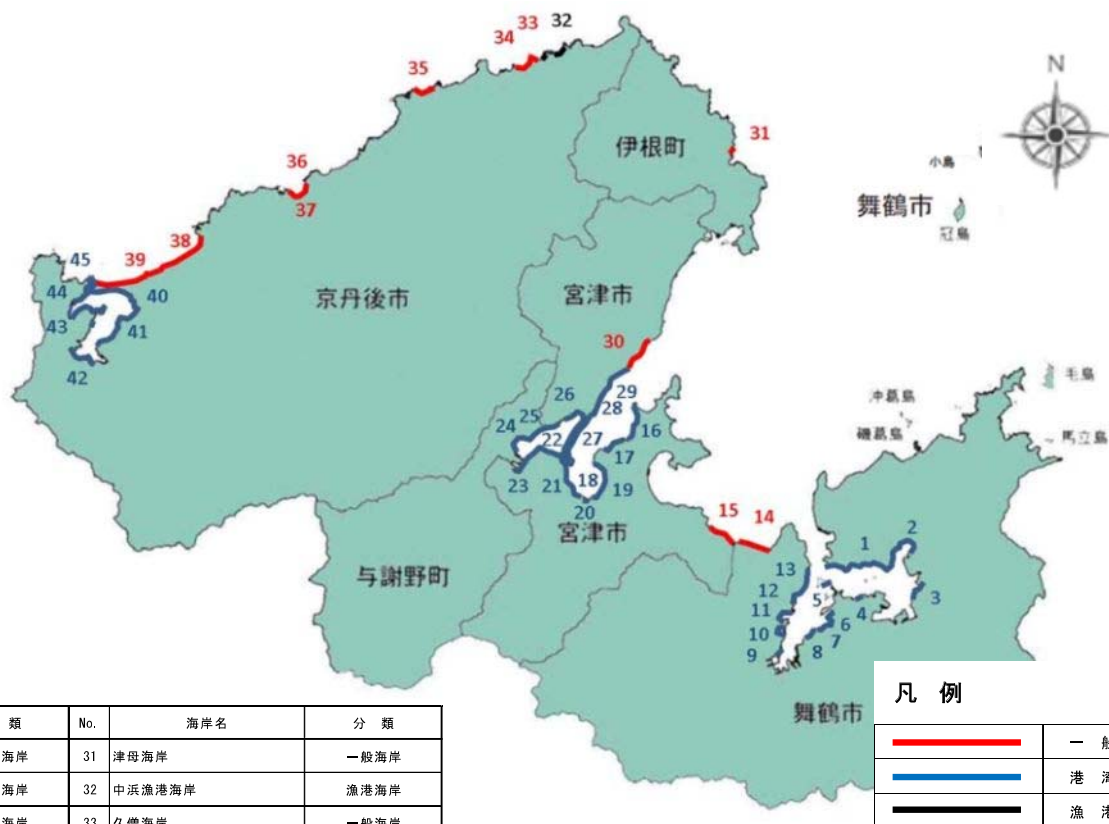
# 丹後沿岸海岸保全区域（京都府管理）

別 図

## ■ 丹後沿岸海岸保全区域 指定海岸数

分 類	京都府管理	市町管理	計
一 般 海 岸	11	0	11
港 湾 海 岸	33	0	33
漁 港 海 岸	1	17	18
農地保全海岸	0	7	7
合 計	45	24	69

※ 海岸協力団体の募集対象は京都府管理のみです。



## ■ 京都府管理 海岸保全区域 一覧

No.	海岸名	分 類	No.	海岸名	分 類	No.	海岸名	分 類
1	舞鶴港 佐波賀地区海岸	港湾海岸	16	宮津港 田井矢原地区海岸	港湾海岸	31	津母海岸	一般海岸
2	舞鶴港 平地区海岸	港湾海岸	17	宮津港 獅子地区海岸	港湾海岸	32	中浜漁港海岸	漁港海岸
3	舞鶴港 大波地区海岸	港湾海岸	18	宮津港 獅子崎地区海岸	港湾海岸	33	久僧海岸	一般海岸
4	舞鶴港 長浜地区海岸	港湾海岸	19	宮津港 波路地区海岸	港湾海岸	34	上野平海岸	一般海岸
5	舞鶴港 戸島地区海岸	港湾海岸	20	宮津港 島崎漁師地区海岸	港湾海岸	35	後々浜海岸	一般海岸
6	舞鶴港 加津良地区海岸	港湾海岸	21	宮津港 杉ノ末地区海岸	港湾海岸	36	小浜海岸	一般海岸
7	舞鶴港 和田地区海岸	港湾海岸	22	宮津港 文珠地区海岸	港湾海岸	37	浅茂川海岸	一般海岸
8	舞鶴港 二尾地区海岸	港湾海岸	23	宮津港 須津地区海岸	港湾海岸	38	浜詰海岸	一般海岸
9	舞鶴港 喜多地区海岸	港湾海岸	24	宮津港 岩滝地区海岸	港湾海岸	39	久美浜海岸(箱石葛野湊宮海岸)	一般海岸
10	舞鶴港 大君地区海岸	港湾海岸	25	宮津港 溝尻地区海岸	港湾海岸	40	久美浜港 湊宮葛野地区海岸	港湾海岸
11	舞鶴港 吉田地区海岸	港湾海岸	26	宮津港 大垣地区海岸	港湾海岸	41	久美浜港 浦明神崎地区海岸	港湾海岸
12	舞鶴港 青井地区海岸	港湾海岸	27	宮津港 天橋立地区海岸	港湾海岸	42	久美浜港 久美浜地区海岸	港湾海岸
13	舞鶴港 白杉地区海岸	港湾海岸	28	宮津港 江尻地区海岸	港湾海岸	43	久美浜港 大明神河内地区海岸	港湾海岸
14	神崎海岸	一般海岸	29	宮津港 日置地区海岸	港湾海岸	44	久美浜港 円崎地区海岸	港湾海岸
15	由良海岸	一般海岸	30	日置海岸	一般海岸	45	久美浜港 大向地区海岸	港湾海岸

凡 例

	一 般 海 岸
	港 湾 海 岸
	漁 港 海 岸

### 問い合わせ先

【一般海岸】京都府 河川課 管理担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
TEL 075(414)5282 (直通)

【港湾海岸】京都府 港湾局 港湾企画課

〒624-0945 舞鶴市字喜多1105 舞鶴21ビル7階  
TEL 0773(75)0192 (代表)

【漁港海岸】京都府 水産課 漁業漁村担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
TEL 075(414)4997 (直通)

(様式第1号)

## 海岸協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

海岸管理者 様

(申請者)

住 所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

海岸協力団体の指定を受けたいので、海岸法第23条の3第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

### 添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 活動実績報告書(別記様式1)
- 3 活動実施計画書(別記様式2)
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 府税納税証明書(コピー可)(課税対象団体である場合に限る)
- 6 京都府海岸協力団体募集要項 3 の コ の要件を満たすことを証する書類(別記様式3)
- 7 その他海岸管理者が必要と認める書類

(別記様式1)

## 活動実績報告書

1 提出日 平成 年 月 日

2 法人等名

法人等名 :

代表者名 :

3 活動実績 (直近おおむね5年間)

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

ア 現在実施している下記 a から e に該当する活動について、下欄に該当する項目、活動場所、具体的な活動内容、活動開始時期を記載してください。

(複数ある場合は新たに欄を設けてそれぞれ記載してください。)

イ 活動期間中の活動内容が分かる資料を添付してください。

(例：海岸管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成した活動実績報告書等)

a 海岸管理者に協力して行う海岸保全施設等に関する工事又は維持

(例：海岸の除草、清掃、植栽、ビオトープの整備など)

b 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(例：不法行為の監視、海岸の利用状況の把握、海岸保全施設の安全点検など)

c 海岸保全区域の管理に関する調査研究

(例：外来種又は希少動植物の調査など)

d 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発

(例：海岸の安全利用講習、環境教育、防災マップづくりなど)

e 上記 a から d に掲げる活動に附帯する活動

該当する項目	a	b	c	d	e
活動場所					
具体的な活動内容					
活動開始時期	平成 昭和 年 月から活動実績報告書提出日まで				

(2) 公共性 (活動実績)

ア 上記1に記載の活動について、次の①から④までに該当する項目に○印を付して、( )内に具体的な活動内容を記載してください。(複数ある場合は複数の記載可)。

イ また、その実績が分かる資料(写し)を添付してください。

(例: 海岸管理者等主催の活動や委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料(協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))

① 活動実績が、海岸管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

( )

② 活動実績に海岸管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

( )

③ 活動実績に関して、海岸管理者からの協力に関する表彰実績がある。

( )

④ 上記①②③に準じた海岸管理者が認める京都府管理海岸保全区域での活動実績がある。

( )



(別記様式2)

## 活動実施計画書

1 提出日 平成 年 月 日

2 法人等名

法人等名 :

代表者名 :

3 活動実施体制 (指定後おおむね5年間程度)

(1) 実効性 (実施体制、実施計画)

① 活動時期、スケジュール

② 活動内容、配置人員

※イメージがわかる図・写真等があれば貼付してください。

③ 活動実施にあたっての目標、注意事項

(2) 貢献度 (活動方針、海岸管理への貢献)

① 活動方針

② 海岸管理への貢献

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域との連携)

① 地域への配慮等

② 地域との連携

(別記様式3)

平成 年 月 日

(申請先)

海岸管理者 様

(申請者)

住所

法人等の名称

代表者氏名

㊦

### 海岸協力団体の申請資格に係る誓約書

海岸協力団体の申請資格について、下記事項に該当していることを誓約します。

- 1) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。  
また、法人等の構成員が京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと
- 3) 直近1年間の府税等を滞納していないこと。
- 4) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていないこと。
- 5) 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないこと。